

重症心身障害児者等の支援にかかる協議経過について

<平成 23 年度>

- ・ 9 月 2 日
市健康福祉担当部長・町健康福祉主管課長会議(県主催)
児童福祉法改正等について説明
- ・ 10 月 3 日
市長会から平成 24 年度滋賀県予算施策に対する要望書を受理
要望項目：障がい者(児)福祉の充実について
- ・ 10 月 11 日
町村会から政策提言ならびに平成 24 年度県予算・施策に関する要望書を受理
要望項目：強度行動障がい児(者)等障がいの重い人の地域生活支援体制の整備について
- ・ 10 月 3 日、10 月 21 日、11 月 7 日
市町障害福祉主管課長会議(県主催)
新たな重症心身障害者入所支援にかかる補助制度の仕組みを提示するとともに、通所支援を検討していることについて説明
- ・ 11 月 8 日
自治創造会議
「「びわこ学園」入所施設にかかる重症心身障がい児特別加算費の継続について」議論
- ・ 11 月 18 日
市町障害福祉主管課長会議(県主催)
入所・通所一体の重症心身障害者等に対する支援の充実・強化を図る県提案を説明
- ・ 12 月 15 日
重症心身障害者等に対する支援の充実・強化にかかる障害福祉関係部課長会議(県主催)
12 月 18 日
重症心身障害者等に対する支援の充実・強化にかかる滋賀県市町長会議(県主催)
「重症心身障害者等に対する支援の充実・強化について」議論
- ・ 1 月 23 日 市長会から県あてに文書(1 月 13 日には口頭で説明を受ける)
「重症心身障害児(者)に対する支援の拡充について異論はなく、市長会としては新たな制度を提案した滋賀県において改めてすべての基礎自治体との合意形成を図っていただければ、平成 24 年度の早い時期から全ての市が足並みをそろえて支援に乗り出したい」
- ・ 1 月 31 日 県から市長会あてに文書
「早期に合意形成を図っていただき、新たに制度を実施するため、今年度内に今回の県提案の予算規模を踏まえて貴会としての具体的な提案をお示しいただきますようお願いいたします」

- ・ 3月30日 市長会から県あてに文書

「県の提案された支援策について異論はありませんが、今一度原点に立ち返り、県および市町で協議し、支援策を決定し、その負担のあり方を協議すればと考えております。早急に、県・市町で協議の場を設置し、協力して「新しい重症心身障害児(者)の支援策」を構築していくことを提案します」

<平成24年度>

- ・ 4月23日

県・市町担当課長会議(市長会・町村会主催)

今後の進め方等について協議。7圏域の代表による「小委員会」が設置される。

- ・ 5月31日

市健康福祉担当部長・町健康福祉主管課長会議(県主催)

県としては早期実施を考えており、昨年度の県提案にこだわらず協議されるよう提案。

- ・ 5月22日、6月25日

県・市町担当課長会議小委員会(市長会・町村会主催)

各福祉圏域における支援策のとりまとめについて協議

- ・ 7月20日

県・市町担当課長会議(市長会・町村会主催)

小委員会ですとまとめた施策等について協議

- ・ 9月21日

市長会から平成25年度滋賀県予算施策に対する要望書を受理

要望項目：障がい者(児)福祉の充実について

- ・ 9月25日

県・市町担当課長会議(市長会・町村会主催)

今後の方向性の確認・協議

県提案支援策の概要説明

- ・ 10月16日

県・市町担当課長会議(市長会・町村会主催)

県提案支援策の概要説明

- ・ 10月16日

市町担当者会議(県主催)

県提案支援策の詳細説明。平成25年度当初予算案への計上と、平成25年4月1日からの実施を依頼。

- ・ 10月22日

町村会から平成25年度県予算・施策に関する要望書を受理

要望項目：重症心身障がい者に対する特別加算について

要望項目：強度行動障がい児(者)等障がいの重い人の地域生活支援体制の整備について

- ・ 11月5日 県市行政会議において議論

市町の意見を踏まえ
た新たな枠組み

重度障害者地域包括支援事業の概要

予算額: 194,139千円
(うち、国庫: 5,350千円)

重症心身障害者等が入所施設(社会福祉法人の運営による医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施する施設)および通所施設(生活介護事業所)において適切なサービスを受けることができるよう、人員体制等の強化を図ることを目的として、包括補助制度を導入し、入所支援は必須、通所支援については市町の状況に応じた選択制として実施する。

昨年度県提案 予算総額158百万円

入所施設における重症心身障害者に対する医療ケアと1対1介護の提供と短期入所枠の確保
68,000円/人月

通所事業所における重症心身障害者に対する医療ケアと1対1介護の提供
→市町が事業所に補助金を交付し、県が市町に補助する間接補助制度の創設

通所事業所における強度行動障害者に対する専門的ケアと1対1介護の提供
→市町が事業所に補助金を交付し、県が市町に補助する間接補助制度の創設

・強度行動障害対応専門家チーム巡回
・重症心身障害者に対応できる通所事業所やケアホームの整備
→重度対応型で整備を行う場合の掛かり増し費用に対し、県が事業者に補助金を交付する制度の創設(補助率3/4、市町負担なし)

入所施設における重症心身障害児等に対する医療ケアと1対1介護の提供と短期入所枠の確保
68,000円/人月

25年度実施事業

1-(1) 重症心身障害者特別加算事業
【市町の意見を反映】
単価変更: 報酬改定を踏まえ61,000円に
(児童等は現行通り県負担で実施)

県所要額: 64,851千円

1-(2) 重症心身障害者対応型看護師配置加算事業
1-(3) 重症心身障害者対応型人員配置加算事業
【市町の意見を反映】
拡充: 対象事業所を拡大
重症心身障害者の割合50%以上で市町が定める割合

1-(4) 強度行動障害者通所特別支援事業
【市町の意見を反映】 拡充: 対象者を拡大
15点以上かつ区分5以上で市町が定める点数及び区分
① 1-(5) 重症心身障害児(者)入浴サービス加算事業
【市町の意見を反映】 回数制限なし

県所要額: 71,890千円

② 2-(1) 重症心身障害児(者)ケアマネジメント支援事業
【市町の意見を反映】 1名増員
2-(2) 強度行動障害対応専門家チーム巡回事業
2-(3) 重症心身障害者等施設整備事業費補助金
2-(4) 重症心身障害児等特別加算事業
単価変更: 報酬改定を踏まえ61,000円に

県所要額: 57,398千円

1-(1)
必須
事業

1-(2)
~
1-(5)
選択
事業

各市町の
状況に応
じ選択実
施

市町において1-(1)の必須事業および1-(2)~1-(5)より選択した事業の合算事業費の1/2を補助

2-(1)~2-(4)
県実施事業
(市町負担なし)